

育児休業手当金を受給中です。もうすぐ子供が1歳の誕生日を迎えますが、保育所の入所が困難な状況です。育児休業手当金の支給期間延長ができると聞きました。手続き方法について教えてください。

Q

共済制度
Q&A

A

平成17年4月より、育児休業手当金の支給期間延長が最長1歳6カ月到達までできるようになり、次に掲げた「請求書」に、該当事由ごとに定められた「添付書類」を添えて、各所属所共済事務担当課経由で申請してください。

請求方法

(1) 請求書

「育児休業手当金変更請求書
(延長期間用)」(右図参照)

(2) 添付書類

- ① 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望(いわゆる入所希望)し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

「市町村が発行した保育所の入所不承諾の通知書など当面保育所において保育が行われない事実を証明できる書類(入所不承諾証明書など)」

育児休業手当金変更請求書(延長期間用)

所属所名 (市町村等名)	氏名		組合員		性別		男女																			
組合員番号	氏名	生年月日	昭和	年月日	性別	男	女																			
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前																		
育児休業承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業承認期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																	
育児休業手当金の請求期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業手当金の請求期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業手当金の請求期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業手当金の請求期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	育児休業手当金の請求期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																	
<p>1 保育所における保育が実施されないこと 2 保育を予定していた配属者の死亡 3 保育を予定していた配属者の長期欠勤等 4 保育を予定していた配属者の退職等による別居 5 保育を予定していた配属者の産前産後の休業等</p>																										
育児休業に係る子の生年月日	平成 年 月 日																									
上記のとおり変更しましたので請求します。																										
埼玉県市町村職員共済組合理事長 職 平成 年 月 日 住所 請求書 氏名 印																										
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。																										
平成 年 月 日 所属所長 印																										
共済組合発行印																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>氏名</td> <td>職</td> <td>職</td> <td>職</td> <td>職</td> <td>職</td> <td>職</td> <td>職</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>主任</td> <td>主査</td> <td>係</td> <td>係</td> <td>係</td> <td>係</td> <td>係</td> <td>係</td> </tr> </table>									氏名	職	職	職	職	職	職	職	職	部長	主任	主査	係	係	係	係	係	係
氏名	職	職	職	職	職	職	職	職																		
部長	主任	主査	係	係	係	係	係	係																		
(共済組合提出用)																										

(請求書見本)

注1) ここでいう保育所は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、いわゆる無認可保育施設は含みません。

注2) 「保育が行われない事実を証明できる書類」は、育児休業に係る子が1歳になる誕生日以前に入所申込み(入所希望日は、1歳の誕生日以前(誕生日含む)であること)を行い、誕生日を含む以後の期間について保育が行われない事実を証明できる書類(入所不承諾証明書など)の提出が必要となりますので、注意してください。



● 1歳の時点で入所待機状態ではないため、手当金支給期間延長に該当しない。



● 1歳以前に入所希望の手続きを行い、誕生日以降の入所が不可であるので、1歳到達時点において待機状態であるため、手当金の期間延長が認められる。事例の場合、H22.4.5～H22.4.30までの期間において手当金が支給(延長)される。

② 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として当該子の養育を行う予定であった者が次のいずれかに該当した場合

イ) 死亡したとき

「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳の写し」

ロ) 負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき

「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等及び母子健康手帳の写し」

ハ) 婚姻の解消その他事情により、配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき

「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳の写し」

ニ) 6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき

「母子健康手帳の写し」



お問い合わせ先 共済組合・保険課 ☎ 048-822-3306